

介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から変わります

高齢化が進む中で、必要な介護サービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

①介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります

補足給付の預貯金要件の見直し

	令和3年7月まで	見直し後（令和3年8月～）
年金収入等※80万円以下（第2段階）	単身1,000万円 夫婦2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等※80万円超120万円以下（第3段階①）		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等※120万円超（第3段階②）		単身500万円、夫婦1,500万円

※年金収入等とは、公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）とその他の合計所得金額となります。

食費の負担限度額の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年 7月まで	見直し後 （令和3年8月～）	令和3年 7月まで	見直し後 （令和3年8月～）
年金収入等※80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	600円
年金収入等※80万円超120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等※120万円超（第3段階②）	650円	1,360円	650円	1,300円

※食事の提供に要する平均的な費用額（基準費用額）は、1,392円から1,445円（日額）に変わります。

（注）居住費の負担限度額は変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

②毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担限度額に変更ありません。

■お問い合わせ 保健福祉課 介護・自立支援グループ ☎0139-55-4460

新型コロナウイルスなどの 感染症対策としての

ご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、次の『使用済みのマスクやティッシュの捨て方』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

使用済みのマスクやティッシュの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。
いっぱいにならないようにしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることが
ないようにしっかりと結びます。



③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流
水で手をよく洗いましょう。



以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家族にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。

皆さまのご協力をよろしくお願いします。



環境省

環境省
公式ホームページ

